

国立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 22 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引上げを行うとともに、均等割額の軽減判定所得基準の見直しを行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

国立市国民健康保険税条例（昭和34年4月国立市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第21条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

附則第2項中「同条中」を「同項中」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の国立市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。